



年末年始の業務案内

年末年始の業務日をお知らせします。
ご理解とご協力をお願いします。
休みの間でも、死亡届などの緊急な用務は、
市役所1階の夜間・休日窓口でお受けします。
◎年末年始の診療案内は、16面をご覧ください。

凡例：●…業務または開館 ★…一部休館	12月										1月				
	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	
	祝	休	火	水	木	金	土	日	月	祝	水	木	金	土	
市役所本庁舎			●	●	●	●							●		
上下水道局庁舎			●	●	●	●							●		
サービスコーナー（所沢駅・狭山ヶ丘・小手指）、パスポートセンター			●	●	●	●							●		
まちづくりセンター★			●	●	●	●							●	●	
証明書発行などの手続き 公民館、公民館分館、地区体育館	●		●	●	●	●							●	●	
保健センター			●	●	●	●							●		
市民活動支援センター、新所沢コミュニティセンター	●		●	●	●	●							●	●	
所沢サン・アビリティーズ	●		●	●	●	●							●	●	
中富南コミュニティセンター、椿峰コミュニティ会館・別館	●			●	●	●							●	●	
男女共同参画推進センターふらっと	●		●	●		●							●	●	
老人福祉センター、老人憩の家			●	●	●	●							●	●	
市民体育館、市民武道館、屋外体育施設	●	●	●	●	●	●							●	●	
児童館	●	●	●	●	●	●							●	●	
こどもと福祉の未来館	●	●	●	●	●	●							●	●	
地域福祉センター こども支援センター「大地」	●	●	●		●	●							●	●	
生涯学習推進センター	●		●	●	●	●							●	●	
図書館本館・分館★	●	●		●	●	●								●	
埋蔵文化財調査センター			●	●	●	●							●		
教育センター、視聴覚センター			●	●	●	●							●		
リサイクルふれあい館、東所沢エコステーション、粗大ごみ受付センター	●			●	●	●							●	●	
東部クリーンセンター		●	●	●	●	●			●				●		
(収集) ☎2946-5353 (自己搬入) ☎2998-5300		●	●	●	●	●			●				●		
西部クリーンセンター (収集・自己搬入) ☎2948-3141		●	●	●	●	●			●				●		
斎場 (火葬場) ☎2993-9931	●	●	●	●	●		●	●	●				●	●	
区画整理事務所 (所沢駅西口・狭山ヶ丘)			●	●	●	●							●		
所沢総合食品地方卸売市場 ☎2945-1118 ※所沢市場もってけ市開催予定		●	●	●	●	●※	●※	●※						●	
狭山丘陵いきものふれあいの里センター	●	●		●	●	●							●	●	
ところバス (運行予定)	●	●	●	●	●	●							●	●	
喜多町自転車駐車場内保管場所、北野自転車保管場所		●	●	●	●	●							●	●	
市宮駐車場	●	●	●	●	●	●	●	●	●※				●	●	
寿町駐車場 (午前8時～午後8時) ※午後6時閉鎖	●	●	●	●	●	●	●	●	●※				●	●	
元町地下駐車場 (午前7時～午後11時)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
狭山湖第1・2駐車場 (24時間)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
公園通り線駐車場 (午前7時～午後11時)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

★休館情報 (施設名/休館期間) 改修工事などのため休館する施設です

狭山ヶ丘コミュニティセンター 所沢図書館狭山ヶ丘分館	平成31年2月28日(木)まで	ラク所沢	平成30年12月1日(土)～31年1月31日(木)
三ヶ島公民館 (地区体育館除く)	平成31年3月31日(日)まで	市民文化センターミュージズ	平成30年12月10日(月)～32年3月31日(火)

平成31年度 (30年中所得分) 個人住民税の税制改正

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

問 市民税課 ☎2998-9064



◎詳細は市HP (Q税制改正) をご覧ください。

配偶者特別控除 **配偶者の所得上限拡大**

控除対象となる配偶者の合計所得金額の上限が、123万円 (給与収入201万6千円未満) に拡大されます。ただし、納税義務者 (扶養主)・配偶者の合計所得金額により、控除額が段階的 (1～33万円) に異なります。

【例】
Aさん…150万円のパート給与収入 (合計所得金額85万円)
Aさんの夫…600万円の給与収入 (合計所得金額426万円)

改正前：30年度住民税 **改正後：31年度住民税**

配偶者特別控除は **適用外** (控除額0円) → 配偶者特別控除は **適用** (控除額33万円)

配偶者控除 **配偶者特別控除** **納税義務者の所得制限**

納税義務者 (扶養主) の合計所得金額により、控除額が段階的に減少～対象外となります。

◆改正後の控除額 (表の赤字部分) ◎給与収入は、他の収入がない場合の金額です。

控除区分	配偶者の給与収入	配偶者の合計所得金額	納税義務者給与収入 (納税義務者の合計所得金額)			
			1,120万円以下 (900万円以下)	1,170万円以下 (950万円以下)	1,220万円以下 (1千万円以下)	1,220万円超 (1千万円超)
配偶者控除 (70歳以上の老人配偶者控除額)	103万円以下	38万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)	
	155万円以下	90万円以下	33万円	22万円	11万円	
配偶者特別控除	160万円以下	95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	166万8千円未満	100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	175万2千円未満	105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	183万2千円未満	110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	190万4千円未満	115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	197万2千円未満	120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	201万6千円未満	123万円以下	3万円	2万円	1万円	
	201万6千円以上	123万円超	—	—	—	

控除対象外